# 「理由書」の作成

神戸市

#### 「理由書」作成について

介護保険住宅改修費の申請にあたっては、その申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載された書類(理由書)を添付する必要があります。【介護保険法施行規則第75条】

改修内容は介護支援専門員(ケアマネジャー)と連携のうえ、本人及びその家族の意向を踏まえ、被保険者の 心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等総合的に勘案のうえ決定してください。

#### 住宅改修の「理由書」を作成できる者

- (1)介護支援専門員(ケアマネジャー)
- (2) 指定介護予防支援事業所の担当職員(保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事している社会福祉主事)
- (3)理学療法士
- (4)作業療法士
- (5) 福祉住環境コーディネーター2級以上合格者 ※
- (6) 增改築相談員 ※

なお、(1)から(5)の者は居宅介護支援事業所や建設事業者等に所属し、業として業務を行う者に限ります。

- ※福祉住環境コーディネーター……東京商工会議所が実施した検定試験を指します。
- ※増改築相談員……次の条件をすべて満たす者
- ① 住宅建築の現場に10年以上携わっている者で(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが企画したカリキュラムの研修会に参加し、考査に合格した者でセンターに増改築相談員として登録されている者
- ② 市内事業者に所属していること
- 1. 介護支援専門員以外の者による理由書の作成について
  - (1) 基本的な考え方

住宅改修は、居宅介護支援の一環として介護支援専門員が本人及びその家族の意向を踏まえ、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案してその内容を確定させる必要があります。よって、理由書の作成は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成している居宅介護(介護予防)支援事業者(えがおの窓口)の介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成することが従来からの原則です。

- (2) ケアプランの作成を担当するケアマネジャー以外の者による理由書の作成
  - ① 居宅サービス計画作成依頼届出書が提出されて、介護サービスを利用している場合 ⇒担当ケアマネジャーと打ち合わせて内容確認を受けることが必要です。
    - 確認欄 担当ケアマネジャーが改修内容を確認して、理由書の確認欄に自署又は記名・押印する必要があります。

② 居宅サービス計画作成依頼届出書が提出されているが、介護サービスを利用していない場合 ⇒届け出ている居宅介護(介護予防)支援事業者に連絡して協力を求め、情報を交換してください。

確認欄 できるだけ、当該居宅介護(介護予防)支援事業者に理由書の確認欄に自署又は記名・押印を求めてください。

- ③ 居宅サービス計画作成依頼届出書が提出されていない場合
  - ⇒住宅改修の要望がでた段階で、人的・物的サービスの利用の検討も含めたケアマネジメントが必要であると思われます。被保険者や家族に居宅介護(介護予防)支援事業者(えがおの窓口)に相談するよう助言したうえで、当面は介護サービスを受ける意思がなく住宅改修のみを希望する場合は、介護支援専門員に代わって被保険者の心身の状況や、日常生活上の動線、住宅の状況等を総合的に勘案し、適切な住宅改修が行われるよう検討して作成してください。

確認欄 確認欄への自署又は記名・押印の必要はありません。

#### (3) 理由書の添付書類

介護支援専門員以外の職種の者が理由書を作成した場合は、理由書に作成者の資格を示すものとして次の書類の添付を要します。

①理学療法士 …… 免許証の写し

②作業療法士 …… 免許証の写し

③福祉住環境コーディネーター ………「検定試験合格証」の写し

④増改築相談員 ……「増改築相談員登録証」の写し

#### 2. 介護支援専門員支援費(理由書作成費)の支給について

- (1) 基準日において、居宅介護支援の提供を受けていない(ケアプラン作成にあたるケアマネジャーがいない)要介護(要支援)被保険者からの依頼により「介護保険住宅改修理由書」を作成した場合に限り、介護支援専門員支援費が支給されます。 ……1件あたり 2,000円
- (2) 支援費は理由書作成者の所属する「事業所」の所定の口座に振り込まれます。

## 「住宅改修が必要な理由書」の作成チェックポイント

#### チェック①

利用者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握されているか。

#### ○利用者の身体状況

- ・身体障害(肢体・視覚・聴覚・欠損)の有無、程度
- ・疾病(急性・慢性・進行性)の有無
- ・健康状態(日常生活への影響の有無、程度、入院の有無)
- 日常生活動作の自立度合

	T	
	寝た姿勢からの起き上がり	1.何も使わずにできる
		2.道具を使えば一人でできる
		3. 介助が必要(一部介助・半介助・全介助)
	椅子などに座っている	1. 数分間座っていられる
		2. 背もたれなどがあれば、数分間座っていられ
		5 
		3. 介助が必要(一部介助・半介助・全介助)
	椅子などから立つ	1. 杖などを使わずに立つことができる
		2. 杖を使ったり、つかまるところあれば立てる
		3. 介助が必要(一部介助・半介助・全介助)
		4. 立つことができない
	歩行する	1.一人で歩ける
	9.11 9.0	2. 一人で歩けるが、危険がないか見守ってもら
		う必要がある
		3. 歩行には介助が必要
		4. 歩行はできない
	手すりの使用	1. あり 2. なし
	杖や歩行器の使用	1. あり(種類 ) 2. なし
	越えられる段差(	mm)
	階段を上がる	1. 一人で上がれる
移動動作	7,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,43,	2. 一人で上がれるが、危険がないか見守っても
19 39 39 11		らう必要がある
		3. 歩行には介助が必要
		(一部介助・半介助・全介助)
	- 1 10 - HI	4. 歩行はできない
	手すりの使用	1. あり 2. なし
	杖や歩行器の使用	1. あり(種類 ) 2. なし
	車いす使用(あるとき)	1.屋外を自力走行できる
		2. 屋内だけなら自力で走行できる
		3. 移動には介助が必要
	台などへの移乗動作	1. 一人でできる
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	移乗可能な台の高さ (車いすの座面の高さ)
		2. できない
	その他の移動方法	
	ての他の移動力伝	
		2. 座り姿勢のままで移動
		3. あお向けのままで移動
		4. その他( )
	外出形態	1. 自立
		2. 介助が必要
		3. 車いす(自走 介助 )
	排尿 1. 自立 2	
111 201 -1 11	具体的な方法・機器(	)
排泄動作		. 見守り 3. 一部介助 4. 全介助
	具体的な方法・機器(	・ /u i / - O・ - HP/T <i>や</i> / - <b>は・ 土</b> /T <i>や</i> / - )
	デードサンスノノ (本 * 1)残争	)

	洗体 1. 自立 2. 見守り 3. 一部介助 4. 全介助   具体的な方法・機器( )	
入浴動作	浴槽への出入り1. 自立 2. 見守り 3. 一部介助 4. 全介助	
	具体的な方法・機器(	
更衣動作	1. 自立 2. 見守り 3. 一部介助 4. 全介助	
307.3311	具体的な方法・機器(	
食事動作	1. 自立 2. 見守り 3. 一部介助 4. 全介助	
及爭勁下	具体的な方法・機器(	
到1日新 <i>小</i>	1. 自立 2. 見守り 3. 一部介助 4. 全介助	
調理動作	具体的な方法・機器(	

#### ○介護状況、福祉用具の利用状況と住宅改修の想定

・居宅介護(介護予防)サービスの利用状況

サービスの種類	現在利用中	今後利用予定
訪問介護		
通所介護		
通所リハ		
短期入所生活介護		
訪問入浴、訪問看護		
福祉用具(貸与・購入)		
その他()		

- ・家族の介護(見守りを含む)の状況はどうか。 だれが、どんな内容の介護を、どの程度、どれくらいの頻度で行っているか。
- ○住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか。

利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、どのように継続していきたいのかを、医師、リハビリ等の専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述されているか。

○福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

福祉用具の利用状況とともに、改修後利用が想定される福祉用具が記述されているか。

(介護保険対象外のものも含む)

#### チェック②

改善が必要な生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかが記述されているか。

- ○改善しようとしている具体的な生活動作
  - ・"入浴動作"の記述だけでは、何をどう改善したらよいかわからない。浴室内での移動に問題があるのか、 浴槽の出入りに問題があるのかでは改修の内容が改修の内容が大きく変わる。
  - ・改善したい動作をより具体的に把握することで、初めて改修方針が見えてくる。
- ○具体的な困難な状況(・・・なので・・・困っている)

困難な状況を具体的に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながらない。

- ・利用者本人の心身状況や動作
- ・居住環境の現状

#### チェック③

住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、 具体的にどのような住宅改修が必要なのか記述されているか。

#### ○改修目的 · 期待効果

住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果が明確にされているか。

- ・できなかったことをできるようにする
- 転倒等の防止、安全の確保
- ・動作の容易性の確保
- ・利用者の精神的負担や不安の軽減
- その他

#### ○改修の方針

改修目的、期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また、困難な動作や状況がどのように改善されるのかが具体的に記述されているか。

- ・「つかまれる所を作る」「つまづかない工夫」「すべりにくくして転倒の危険をなくす」など
- ・高さや位置等が明示されている

#### ○改修項目(改修箇所)

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消

「かさ上げ」「敷居撤去」「式台設置」等具体的な方法

- ・ 滑り防止等のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・便器の取替え
- その他

#### 【参考文献】

- ○「介護支援専門員 (ケアマネジャー) のための「住宅改修が必要な理由書」作成の手引き」(俎シルバーサービス振興会・ 日本介護支援専門員協会)
- ○「新版福祉住環境コーディネーター2級公式テキスト」(東京商工会議所編)

14	上个 有 和	/															
	氏 名	神戸太	郎	被保険者番号	0 0 0	1 2 3 4	5 6 7	現理	地確認	翌日 令	3和 2	年 4	月 6	日作成日	令和 :	2 年 4 月	∄ 8 ⊟
利		・(改修住所)	<b>4</b> ± π <del>-</del> α =	-D- <del>-</del>			·	由	理由書 乍成資格	,	介護支援専	門員 ロ コーディネータ・		支援事業所担当職員	□ 理等 □ 増改築相言		作業療法士
用	代	戸市中央区加		」日5番1号					<del>堂正</del> 名和	· ·	ニージナン	——— 介護支援	中光記				
者	要介記	護認定(該当に〇)	要支	援 1 • 2		マネジャー		が理由	書上	<u>ተተ /־</u> ጓ			争未別		市灘区桜口	□町4丁目2	>番1号
		 介護サ <del></del> ビス利用ロ	<u> </u>	 介護サ <del>ー</del> ビス利		た場合は、			ヤ	ी ४	ト 優	子				- 843 -	-
			Г	カモッ ころが		をもらって			_  -	(自署	が困難な場合	合は、記名・押目	印してください	八。) 電話番号	078 -	- 843 -	7001
					ノゼナハ	難な場合は	<b>、</b> 記 <b>台</b> • ⅓	中にしし	作	 ずに従事	 する介護	· 支援専門	員等確	認欄⋯理由書作	●福祉	用具の利	划用状
  神戸		)サービス利用状況、ネ て、必要に応じて当記				I <sub>o</sub>			ケ	アプラン	作成者と	:異なる場	<u></u> 合。(介	護支援事業者	況と,改	修後に	利用が
記入			X 1 H + IX C / //	111 7 0000										所在地		れる福祉	
		<b>-</b>	\				-00 0 -4:0	(É	 l署)						をチェ	ックしき	ます。
		<b>] サ</b> ─ビス利用状 	沈催認	□ 事業 	<b>叶催認</b>	□ 介護支援専	引引具催認 		•	白睪が困難が	惧会计 記名	名・押印してくだ	±17 )	電話番号		$\neg \land \vdash$	
- 〈総	合的情	況〉							(1	口省が四株の	·/m 口 16、101	17 17 17 C C C C C	20107			$\longrightarrow \downarrow$	
		●身休障罰	皇 (時々	k• 視賞・照	(首) 疾	病(急性・	惶性•谁?	(計学)	• 177	ち上が	いわげ	バラシス	$(\sigma)$	福祉用具の現物 状況と改修後		改修前	改修後
	]用者σ	1014				・//3 へ応に ●屋内の移					-			車いす			
	ì用有 0. ∤体状沥									_			_	車いす付属品	を含む)		
		C TIME	き・介助歩行・杖や歩行器車いす等の利用、 介助の必要性)●屋外に関連する改修をする場  合は、屋外の移動方法 等をなるべく具体的にわかりやすく記入します								מענע	持殊寝台	7 <b>-</b>				
			コは、屋外の移動月法、寺をなるへく具体的にわかりですく記入します。								·殊寝台付属品						
										$\overline{}$				じょく瘡予防用	具		
介	·護状況		↑ ♪介護サ	トービスの利	用状況や	、家族の介護	蓮状況を言	231/	<b>≢</b> ₫.	`	\			体位変換器 手すり			
	Eな介護			守りの状況			124////		<b>СС</b>					スロープ			
<b>花</b>	含む)				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_,					)			步行器			
											/			歩行補助つえ			
														忍知症老人徘徊	感知機器		
						日常生活をど								移動用リフト (つり具の部分)	ナ (P合ノ)		
					_	ごの専門職の		_		. – – –			' ·	腰掛便座	でほく)		
	宅改修 り利用 <sup>5</sup>	. –	での生活	5位を踏まえ	(、利用名	旨はどのよう	な社 云 参	川をし	/ C U 1	さにい	10)//)'6	さ記入し	/ず	特殊尿器			
	り利用? は日常生	1 - 0	す。 (例) ・「本人は自宅で入浴したい、トイレで排泄したい、できることは自分でしたいという希望があるが、過去に									入浴補助用具					
活	をどう	変 ・「本人は									簡易浴槽						
7	こたいか	13/2/3 +4/13	可度か転倒しており不安がある。通所リハビリの必要もあるとのことだが、玄関に段差があるため外出が億劫								多動用リフトのつ	り具●「	<u>」                                    </u>	<u></u>			
		になってい   いきたい。	になっている。正古成形により転回の危険上で自歴することで自立心的の順的で図り、下面の版本で面でして								その他 —	一一 介語	<b>€保険給付</b>	対象外			
			='	ある入浴が安	全にできる	よう、浴室環境	竟を整備して	ていく。	١			なと	_ )	(		具を記入	
														`		型つえ こ	4 <sup>と</sup>

							_
被保険者						丘夕	(4)
番号						八石	_

〈その1の「住宅改修により日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的と改修の方針 ④改修項目 を具体的に記入してください。〉

1	~ ~ <u>~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ </u>	② ①の具体的な困難な状況(・・・なの  *********************************	_	果をチェックした上で、改修のコメント きできる)を記入してください =	→ ④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<ul><li>□ トイレまでの移動</li><li>● 今回の改修によって改善しようとしている具体的動作についてチェックします。</li></ul>	●生活動作で困っていること、 問題点について、その状況や介 - 護の現状を、本当は…したいの	●①②の記述を確認し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をあてはまるものすべてにチェックします。	●①②の困難状況の改善する ためにどのような改修を行う のか、利用者や家族はもちろ ん、住宅改修の専門家(リハビ リテーション・建築等)と一緒に検 討した方針と期待する効果を 記入します。	<ul><li>□ 手すりの設置</li><li>( )</li><li>● 改修内容を工事の種類ごとに記入します。</li><li>● 改修箇所は、場所だけではなく「手すり」</li></ul>
入浴	本版の有版	<ul><li>一 護の玩状を、本当は…したいのできないだが、実際には…しかできないので…について困っているというように具体的に記入します。</li><li>・ 「動作」のレベル(「立ち上がる」「歩く」「車いすを押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」等)で、それがどのように困難なのか</li></ul>	ようにする	・可能な限り「高さ」「位置」等 ・可能な限り「高さ」「位置」等 も記入します。また、「敷居を撤 去して平らにする」「かさ上げ」 「式台設置」「スロープ設置」などの ように具体的な改修方法を記入し ます。 (例) ・「床から〇cmに手すりを設置し つかまる所を作ることで、またぎ	であれば、「便器横壁面」等その取付位置や寸法等も具体的に記入してください。 (例) ・「浴槽を縁高40㎝のものに変更」 ・「玄関上がりかまちに高さ〇㎝の路み台を設置」
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入り (扉の開閉含む) □ 出入口から敷地外までの	・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか ・「寝室からトイレまでに段差が多く不安」ではなく、「寝室からトイレまでに3㎝の段差が2か所あり、伝い歩きでつまづきやすい」というように具体的に記述します。	□できなかったことをできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	時のバランスの保持をはかる」  ・「廊下と居室の〇cmの敷居を撤去し平らにすることで、転倒の危険性をなくす」  ・「便器の横の壁に手すりを設置することで、立ち上がりの際の支えを確保する」	「廊下〇cmかさ上げ」     など
その他の動作(行為)	動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の生活動作について記入します。 (例)「調理:台所までの移動」「洗濯:洗濯機からの洗濯物の取り出し」など	●①のチェックと②のコメント の両方を合わせて、住宅改修を 必要とする利用者の状況が伝わ るか確認します。	□できなかったことをできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	など	( ) □ ₹の他  ● 「その他」欄には必要 に応じて付帯工事につい て記入します。 (例) ・敷居撤去による扉継ぎ足し

〈基本情報〉

# 神戸市介護保険住宅改修理由書(その1)

事例①

	氏	名	介護 一郎	被保険者番号	0 0	0 2	2 2	2 2 2	2	"	見地確認日	令和 〇〇年	00月 (	DO 目	作成日	令和 ○(	00月	1 00日
利用	住	所		神戸市灘区〇〇町	12丁目	1-1			1	田田書 □ 介護支援専門員 □ 作成資格 □ 福祉住環境コーディネーター				<del>-</del>			_	作業療法士
者	亜/	<b>企業認</b> 定	定(該当に〇)		 企業 1	. 2	.(3)	4 • 5	代    月		¥ 新名称	侑△□△□	□務店	<sup>所在地</sup> 神戸市中央				3-12
			サービス利用中	↑ 介護サービス利用				きの届出なし	<sup>‡</sup>	者 1	作成者 氏名 (自署)	建設 二夫			高·工业口 00 / 1			
神戸	: <del></del>											或に従事する介護支 アプラン作成者と異						
記入									專	事業序	所名称 □(	○居宅介護支援を	?ンター	所在均	地神戸	i市灘区C	)○町6丁	≣57
1.6			ナービス利用状況	確認 ■ 事業所	確認		介護支援 ———	爰専門員確認		氏名 (自	TTT \	<b>を宅 一子</b> 署が困難な場合は、記名・押印	してください。	) 電話者	番号	ΔΔ	Δ-000	0
(前	合的	情報〉	<u> </u>															
			HO年O月OE	∃脳梗塞により△△病降	院に入り	<b>完。</b> 〇月	ĭ⊟OE	退院し、現	生はリ	JΛ	ごりのため	カ週2回通院中。		福祉用具の現状の利用 状況と改修後の想定			改修前	改修後
	川用者 ト体も	音の		があり、右下肢は立居( 屋外では長くは歩けず!									り歩行	車い <sup>-</sup> (車い <sup>-</sup>	す す す付属品を	を含む)		Ø
	1 1.1.19	(7)												特殊 (特殊寝	寝台 8台付属品	を含む)		
														じょく	瘡予防用.	具		
<i>ል</i>	·護∜	<b>-</b> :□		5分のところに長男夫											変換器			
	<sub>聴り</sub> Eなり			双れない時もある。ヘノ ナービスを週2回利用。				川よ逈3回。	貝物1	10折	际、艮事	の用息をしている	٥٠	手す スロ	-			
1	含含	(ز			VED IVI	רו ומיוינאד	0							カロ・ 歩行	-			
															┅ 補助つえ			
														認知症	老人徘徊	感知機器		
			1954 凉凉	シニチ カブルトノレオ	こ架ハラ	ついつか	v ma	Έ <del>~</del> .Η.₩.Ι. f	=1 \ L	. 1 \ 3	こましょかごか		מווים		用リフト			
				≧にポータブルトイレる の段差があるのと、便											具の部分を	<u>を</u> 除く)		
		修に		こで、便所で排泄ができ				3370 XE 0 V	2051	12.			151177	腰掛				
		用者												特殊				
	は日常	<sup>五</sup> 生 う変													補助用具			
	えたし													簡易	浴槽 リフトのつ	山目如公		
														を割用 その他	• • • •	ッ共命万		
														( T写	型型杖	)		

〈その1の「住宅改修により日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難である状況 ③改修目的・期待効果 ④改修項目 を具体的に記入してください。〉

	)改善しようとしている 生活動作	「 ② ①の具体的な困難な状況(・・・なの ⇒ で・・・で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチ ⇒ (・・・することで・・・が改善できる	チェックした上で、改修のコメント る)を記入してください =	→ ④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<ul> <li>✓ トイレまでの移動</li> <li>✓ トイレ出入口の出入り(扉の開閉含む)</li> <li>□ 便座への着座・車いす等からの移乗</li> <li>✓ 衣服の着脱</li> <li>□ 排泄時の姿勢保持</li> <li>□ 後始末</li> <li>□ その他( )</li> </ul>	寝室出入り口と便所の入り口に5cmの 段差がありまたぐのが難しい。便所の 扉のドアノブを回して開閉ができな い。便座からの立ち上がりの際につか まるところがない。等の理由により、 現在ポータブルトイレを使用している が、便所を使用したいという強い希望 がある。	対	出入り口の段差を取り除き平らにすることでつまづきを防止する。便所 の扉を開き戸から引き戸に交換し、 閉閉を容易にする。便座からの立ち上がり動作を助けるために便座左側 こ手すりを設置する。 以上の改修を行うことで、便所で排せができるようにする。	<ul><li>✓ 手すりの設置</li><li>( 便器左側壁面にL型手すり)</li><li>( )</li><li>( )</li><li>( )</li></ul>
入 浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 □ 次室出入口の出入り(扉の開閉含む) □ 浴室内での移動 □ 浴を内での移動 □ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む) □ 治槽内での姿勢保持 □ その他()		□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不 安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		<ul><li>✓ 段差の解消</li><li>(寝室出入口の敷居を撤去)</li><li>(便所入口の敷居を撤去)</li><li>(</li><li>)</li><li>✓ 引き戸等への扉の取替え</li></ul>
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入り (扉の開閉含む) □ 出入口から敷地外までの 屋外移動 □ その他()		□できなかったことをできるようにする □転倒等の防止、安全の確保動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他		(便所扉の変更 ) (
その他の動作(行為)			□できなかったことをできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他		( ) その他 ( 寝室出入り口敷居撤去に伴う扉の継ぎ足し工事 ) ( )

#### 〈基本情報〉

# 神戸市介護保険住宅改修理由書(その1)



	氏 名	保険花子	子 被保険者番号 0 0	0 0 0 0 3 3 3 3	現地確認日 令和 〇〇年 〇〇月〇	OO 日 作成日 令和 OC	)年 〇〇月	1 00日		
利用	住 所	,	神戸市須磨区□○台10	001-1	中 作成資格 □ 福祉住環境コーディネーター2級以	予防支援事業所担当職員 □ 理学 上 □ 増改築相談	_	作業療法士		
者	要介記	護認定(該当にO)	要支援 1 2 要介護	1 • 2 • 3 • 4 • 5	作 事業所名称			3-12		
		介護サービス利用中	☑ 介護サービス利用なし	□ 支援事業者の届出なし	は、	:itan。) 電話番号 33	31-×××	×		
神戸	+				ケアプラン作成に従事する介護支援専門員 場合またはケアプラン作成者と異なる場合	員確認欄…理由書作成が介護支援専門員でな 合。(支援事業者の届出が無い場合は不要)				
記入	欄	_	<u>_</u>	_	事業所名称 △△あんしんすこやかセンター 安心 一郎	所在地 神戸市須磨[	☑△△通1-8			
〈総	 合的情	】 サ <del>ー</del> ビス利用状況  報〉	確認 □ 事業所確認	□ 介護支援専門員確認	氏名 女心 一民り (自署) (自署が困難な場合は、記名・押印してください。	電話番号 〇〇	O-00	Δ		
		加齢に伴う服	泰関節症で整形外科に通院中	福祉用具の現状の利用 状況と改修後の想定	改修前	改修後				
	用者 <i>0</i> 体状炎	INTINA E	ハない。屋外では手押し車を 没差ではバランスを崩しやす	車いす (車いす付属品を含む)						
				特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)						
		高齢の夫と2	 2人募らし。家事はほとんど	被保険者がしている。子ども		じょく瘡予防用具 体位変換器				
(主	護状況な介護	住宅は築30	年と古く、随所に段差があ			手すり スロープ				
有	含む)					歩行器 歩行補助つえ				
		被保険者は				認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト				
住5	宅改修	,_ も大きいた	め、これらの段差を解消し	日常生活を安全に過ごせるよ	Nる。また、玄関や浴室や便所の段差 うにすることで、できることは自分で	(つり具の部分を除く) 腰掛便座				
より	リ利用: 日常生	<b>当</b>   <i>したいこい</i>	う自立意欲の維持を図りた	υ <sub>ι</sub> ,		特殊尿器 入浴補助用具				
活	をどう	ž.		簡易浴槽						
						移動用リフトのつり具部分 その他 ( )				
						(				

〈その1の「住宅改修により日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難である状況 ③改修目的・期待効果 ④改修項目 を具体的に記入してください。〉

	D 改善しようとしている 生活動作 =	   ② ①の具体的な困難な状況(・・・なの   で・・・で困っている)を記入してください =		果をチェックした上で、改修のコメント きできる)を記入してください =	→ ④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<ul><li>✓ トイレ出入口の出入り (扉の開閉含む)</li><li>● 便座への着座・車いす等 からの移乗</li><li>▼ 本服の善時</li></ul>	  使所入り口に8cmの段差がありつまづ  いて転びそうになったこともある。ま  た、5年前に自費で和式から洋式便器へ  の交換をしたが、立ち上がりの際つかま  るところがなく、膝に負担がかかってい  る。	□ できなかったことをできる ようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他	便所入口の敷居を撤去して出入りしやすくする。便器両側に手すりを設置し、立ちあがりを補助することで膝への負担を軽減する。	<ul><li>✓ 手すりの設置</li><li>(浴槽壁面に横手すり</li><li>(浴室洗い場壁面にL型手すり</li><li>(便器両側に横手すり)</li><li>(玄関内壁面)</li><li>(庭出入り口)</li><li>( 皮差の解消</li></ul>
入浴	<ul> <li>☆室までの移動</li> <li>☆ 衣服の着脱</li> <li>✓ 浴室出入口の出入り(扉の開閉含む)</li> <li>✓ 浴室内での移動</li> <li>✓ 浴槽の出入り</li> <li>一 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)</li> <li>一 浴槽内での姿勢保持</li> <li>一 その他(</li> </ul>	浴室と脱衣場には15cmの段差があり、	□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不 安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他	浴室を15cmかさ上げすることで脱衣場との段差をなくし、浴槽への出入りもしやくする。浴槽内が深いため、浴槽内すのこで調節するとともに浴槽の壁面に横手すりを設置し出入りの際のバランスを保持する。また、入浴用いすからの立ち上がりを容易にするために洗い場の壁面にもし型手すりを設置する。	(玄関上がりかまちに 15cm2段の式台を設置 ) (庭出入り口に2段ステップ 台を設置 ) (浴室を15cmかさ上げ ) (使所入口敷居撤去 )
外出	<ul><li>✓ 上がりかまちの昇降</li><li>□ 車いす等、装具の着脱</li></ul>	  玄関の上がりかまちは50cmの段差があ  り、現在は一度座り両手をついて昇降し  ているが、立ち上がるのにつかまるとこ  ろがなく膝や腰に負担がかかっている。   	□できなかったことをできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	玄関上がりかまちに高さ15cmの2段の 式台と壁面に手すりを設置し、膝に負 担をかけることなく安全に昇降できる ようにする。	( )
その他の動作(行為)	込んにりするにめの庭   への出入り。	庭への出入り口には55cmの段差があり、   現在は一度座り両手をついて昇降してい   るが、立ち上がるのにつかまるところが   なく膝や腰に負担がかかっている。 	□ できなかったことをできる ようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他	庭への出入り口に、手すり付き2段 ステップ台(既製品)を設置することで洗濯物を干したり取り込んだりするときに安全に出入りができるようにする。	( ) その他 (手すり設置による下地補 強工事 ) (敷居撤去による扉継足し) (浴室かさ上げによる排水管 調節工事 ) (

〈其木情報〉

# 神戸市介護保険住宅改修理由書(その1)

事例③

	<b>坐</b> 个 IF.	1 TIX /																				
	氏	名	介護花	子	被保険者	番号 0	0 0 0	0 1 1	1 1 1 1		現地	₿確認₿	В	令和	00	年 〇(	О月О	ОВ	作成日	令和 ○	〇年 〇〇月	月 00日
  利  用		所		神戸市	市中央区		1 丁目 <sup>-</sup>	1-1		□ 理由書 □ 介護支援専門員 □ 介 田 作成資格 □ 福祉住環境コーディネーター2%					後予防支援事業所担当職員 □ 理学療法士 □ 作業療 以以上 □ 増改築相談員							
	<u>.</u>	へ 誰 扨 。	定(該当に〇)	要支持	<u> </u>	2 要介記		2 • 3 •		作   成	事業所	听名称			(有)△(	ξLAC	務店		所在地 神	市市中央		I3-12
	安)	八 设 心 /	佐(該国にの)	— 安又∄ ────	<b>麦</b>   C		長 【 <b>『</b> ────	2 3 1	4 • 5	者	作成			建	設	二夫						,0 12
		] 介護	サービス利用中		介護サ <i>ー</i> ビ 	ス利用なし		支援事業者	かる		(自署	7.	(自署だ	が困難なり	場合は、記	名・押印し	てください。	,)	電話番号	33	31-×××	(X
<del>у</del> ф =	==																				養支援専門 い場合は不	
	■市   入欄								事業所名称					所在均	地							
<b>(</b> ;	総合的	日 ·	サ <b>ー</b> ビス利用状況	₽確認 ———		事業所確認	<u>.                                    </u>	] 介護支援	<b>長専門員確認</b>	氏(自	名 署)	(自署	が困難	難な場合	は、記名・	押印してくた	ごさい。)	電話者	番号			
•		31131167	HO年O月O	——— 日、玄l	 関前の階F		 右足首	 を骨折し、		退	 完後は	 t杖を(	使用		 歩ける	 3よう1	にな		用具の現状 記と改修後(		改修前	改修後
	利用者 身体り			ったが、段差はバランスを崩しやすく転倒の危険性が高い。													車いす (車いす付属品を含む)					
-	לוידיו ני	<b>(7)</b>																特殊 (特殊寝	寝台 ፪台付属品	品を含む)		
																		じょく	瘡予防用	具		
1	<b></b>	沅	<ul><li>一人暮らし。</li><li>がしている。</li></ul>						\物をしてく∤ <sup>™</sup> ある	ιるt	バ、そ	:の他の	か家	事は	被保険	者本ノ	^		変換器			
(	主なが	<b></b>	7.0000	, 7 C		ロスメンス	: 713.61		- W) る。									手す スロ-	-			
3	者含も	(د)																歩行	器			
																		歩行:	補助つえ			
																				感知機器		
									<b>達を恐れて</b> あ										用リフト 具の部分を	を除く)		
<i>1</i> -1	宝改	/仮1-							g差の解消と引 の機会を増やす									腰掛				
	に七以		りを設置し、							0 0 _		// C V 1 <sub>0</sub>	0	./_ \	出口场		F 9	特殊	尿器			
	は日常									入浴:	補助用具											
	舌をど えたし									簡易	浴槽											
																			•	り具部分		
																		その他 ( T字	2型杖	)		
																		(		)		1

〈その1の「住宅改修により日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難である状況 ③改修目的・期待効果 ④改修項目 を具体的に記入してください。〉

	D 改善しようとしている 生活動作 =	   ② ①の具体的な困難な状況(・・・なの   → で・・・で困っている)を記入してください =		コ果をチェックした上で、改修のコメント 善できる)を記入してください -	→ ④ 改修項目(改修箇所)
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入り (扉の開閉含む) □ 便座への着座・車いす等 からの移乗 □ 衣服の着脱 □ 排泄時の姿勢保持 □ 後始末 □ その他()		□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		<ul><li>✓ 手すりの設置</li><li>(浴室出入り口に縦手すり )</li><li>(浴槽 側面に横手すり )</li><li>( 川正面に横手すり )</li><li>(浴室洗い場壁面にし型手すり)</li><li>(玄関へ門 階段横壁面 )</li></ul>
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 ☑ 浴室出入口の出入り (扉の開閉含む) ☑ 浴室内での移動 ☑ 浴槽の出入り □ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む) □ 浴槽内での姿勢保持 □ その他()	浴室の出入り口に8cmの段差があり、   扉を開閉しまたぐときにつまづくことが   ある。浴槽の出入りの際もつかまるとこ   ろがなく、バランスを崩しやすい。   !	□ できなかったことをできる ようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不 安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他	浴室の出入り口に縦手すりを設置し、出入りの際のバランスを保持する。浴槽の出入りのためにの側面と正面に横手すりを設置し、安全に出入りができるようにする。また、入浴用いすからの立ち上がりを容易にするために洗い場の壁面にもL型手すりを設置する。	<ul><li>✓ 段差の解消</li><li>(玄関上がりかまちに15cmの式台を設置 )</li><li>( )</li><li>( )</li><li>引き戸等への扉の取替え</li></ul>
外出	<ul><li>✓ 上がりかまちの昇降</li><li>□ 車いす等、装具の着脱</li><li>□ 履物の着脱</li><li>□ 出入口の出入り (扉の開閉含む)</li></ul>	玄関の上がりかまちは30cmの段差があり、現在は下駄箱を持って昇降している   が不安定で危険である。玄関〜門までの   階段は段差が約24cmが5段ある。壁を   伝って昇降しているが、以前転倒した場   所でもあり、不安が大きくあまり外出しなくなった。	✓ できなかったことをできる ようにする ✓ 転倒等の防止、安全の確保 ✓ 動作の容易性の確保 ✓ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	玄関上がりかまちに高さ15cmの式台と壁面に縦手すりを設置し、安全に昇降できるようにする。門までの階段にも地面から70cmの壁面に階段に沿って手すりを設置し、転倒に対する不安を取り除き安全に昇降できるようにすることで、外出の機会を増やしたい。	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
その他の動作(行為)			□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		( )  ☑ その他 (手すり設置による下地補強) ( )